

# 赤い羽根共同募金にみなさまの善意をお願いします。


(10月1日～12月31日)


**赤い羽根募金**  
 戸別募金・法人募金  
 学校募金・職域募金  
 無人箱募金  
**目標額 2,523,000円**

---

**歳末たすけあい募金**  
**目標額 550,000円**

**例**

 視覚重複障害者施設  
のぎくの家  
150,000円など

 県全域事業に  
573,000円

平成7年12月の  
歳末慰問事業として  
老人ホーム入所者、寝たきり  
老人世帯等の慰問事業に



550,000円

横越村社会福祉協議会  
平成8年4月からの事業と  
して利用予定額 1,400,000円

老人福祉活動費に 93,000円

障害児・者福祉活動費に 175,000円

児童・青少年福祉活動費に 255,000円

母子・父子福祉活動費に 75,000円

総合福祉的な活動費に 802,000円

## 税金シリース

### マイホームを 取得したときの税について



住宅ローン等を利用してマイホームを取得したり増改築等をしたときは、最高二五万円(居住した年及びその翌年は最高三〇万円)六年間にわたり所得税額から控除されます。

また、マイホームの取得資金を父母等からもらってもその額が三〇〇万円以下の場合には贈与税はかかりません。

一方、マイホームを取得等したときには、登録免許税や不動産取得税がかかります。

- ① 床面積が五〇㎡以上二四〇㎡以下であること(増改築等の場合は五〇㎡以上であること)
- ② その年の合計所得金額が二〇〇万円以下であること
- ③ 居住用財産の譲渡所得について三〇〇万円の特別控除や、買換え、交換の特例または軽減措置の適用を受けていない若しくは受けないこと
- ④ 民間の金融機関や住宅金融公庫などの住宅ローンを利用していること
- ⑤ 住宅ローン等の返済期間が十年以上で、かつ分割返済すること
- ⑥ 中古住宅の場合は、取得の日以前十五年以内(耐火建築物である場合二〇年以内)に建築され、その後使用されたことがあること
- ⑦ 増改築等(マンションリノベーションを含む)の場合は、その工事について一定の証明がされたもので、工事費用が一〇〇万円を超えるものであること

三、控除を受ける方法

確定申告が必要です。ただしサラリーマンの方は一年目に確定申告をすると、二年目以降は年末調整によって控除が受けられます。

なお、二年目以降の控除関係書類は、一括送付しますので紛失することのないように保管願います。

**贈与税の軽減**

父母又は祖父母から一定の要件に当てはまる住宅取得資金の贈与を受けた場合、一〇〇〇万円までの部分については、贈与を受けた財産の価額を五分の一として税額を計算し、その税額を五倍して納税額を計算する特

$$\begin{aligned} & \text{額} \times 1\% + \\ & \text{住宅ローン等の年末残高} \\ & \text{二〇〇〇万円超三〇〇〇万円} \\ & \text{以下の部分の金額} \times 0.5\% \\ & \text{(当初の二年に限る)} \\ & \text{住宅ローン等の年末残高} \\ & \text{一〇〇〇万円以下の部分の金} \\ & \text{額} \times 0.5\% \\ & \text{住宅取得等特別控除額} \\ & \text{(百円未満切り捨て)} \end{aligned}$$

**税の相談は税務相談室へ**

税金のことで疑問やお分かりにくいことはありませんか。こんなとき気軽に相談できる税務相談室のご利用をお勧めします。税務相談室は、国税局のほか、



管内19税務署内に分室が設けられており、税務相談官が税金に関する相談や苦情に親切丁寧に応じています。

相談は、電話でも面接でも結構です。お気軽にご相談ください。

▲税務相談室の電話番号▼  
 (025) 224-3710

**ありがとう  
ございました**

国勢調査にご協力ありがとうございました。調査の結果は、各種の行政を行うための基礎資料として利用されます。

**国勢調査**  
 平成7年10月1日(日)

総務庁統計局 新潟県・横越村

ひとりひとりの優しさは、社会の資産です